

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年11月27日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

市営住宅の入居者の資格等を改め、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格等)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、<u>次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、第3号から第5号まで)の条件を具備する者でなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 公住法第23条第1号イの条例で定める場合は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者の<u>いずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</u></p> <p>(3) 同居者に<u>小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p>(入居者の資格等)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、<u>次に掲げる条件(規則で定める者にあつては第1号に掲げる条件を除き、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第1号及び第2号に掲げる条件を除く。)</u>を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者の<u>全員が60歳以上の者である場合</u></p> <p>(3) 同居者に<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>次のいずれにも該当する場合</u></p> <p>ア <u>同居者に配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。イ及びエにおいて同じ。)がいること。</u></p> <p>イ <u>配偶者以外の同居者がいないこと。</u></p> <p>ウ <u>第11条第5項の規定により通知した入居指定日から起算して10年を経過していないこと。</u></p> <p>エ <u>入居者及び配偶者が、第8条第1項の規定による入居の申込みをした日において、次のいずれにも該当して</u></p>

<p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として<u>決定し</u>、その旨を、当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し<u>通知する</u>。</p> <p>3 [略]</p> <p>(公開抽選及び選考)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>市長は</u>、第1項各号のいずれかに該当する者のうち、<u>規則で定める</u>特別の事由により速やかに公営住宅に入居させる必要がある<u>と認めるもの</u>については、優先的に選考することができる。</p>	<p><u>いたこと。</u></p> <p>(ア) <u>40歳未満であること。</u></p> <p>(イ) <u>婚姻した日(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情である場合にあっては、これに相当する日として市長が定める日)から起算して2年を経過していないこと。</u></p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として<u>決定したときは</u>、その旨を、当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し<u>通知するものとする</u>。</p> <p>3 [略]</p> <p>(公開抽選及び選考)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、市長は</u>、第1項各号のいずれかに該当する者のうち、特別の事由により速やかに公営住宅に入居させる必要がある<u>として規則で定めるものについては、規則で定めるところにより、優先的に選考することができる。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年2月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、施行日以後に公示する公募に係る入居者の決定について適用し、施行日前に公示した公募に係る入居者の決定については、なお従前の例による。